

傷病手当金の支給に伴う国民健康保険条例の改正について

1 改正の理由

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、国民健康保険加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、特例的な財政支援を行うと記載された。

感染拡大防止の観点から、本市もその支給を行うために甲賀市国民健康保険条例の一部改正を行った。

2 傷病手当金

給与等の支払いを受けている被保険者が、今般の新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合であって、給与等の全部又は一部を受けられない時に生活保障として保険者が給付を行うもの。

3 支給要件

令和2年1月1日から規則で定める日まで（現在のところ、令和2年9月30日まで）の期間で、就労ができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間に対して支給。最長1年6月。

4 支給額

1日当たりの支給額 $[= (\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3] \times \text{支給対象となる日数}$

事業主から給与等の一部が支払われる場合は、その一部支払い額を引いた差額を支給する。ただし、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、何らかの理由により事業主から当該一部の給与等を受けられない場合は立替として傷病手当金を支給し、事業主から当該支給額を徴収する。

【例】令和2年5月の給与が減額された場合

	2月	3月	4月	合計
給 与	115,500円	106,000円	125,000円	346,500円
就労日数	21日	20日	22日	63日

$$346,500円 \div 63日 = 5,500円$$

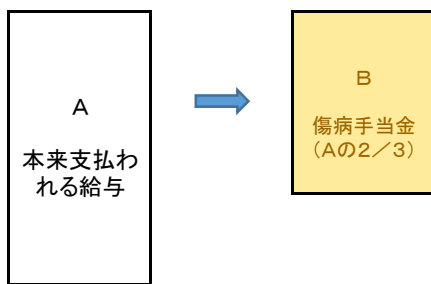
(注)5円未満の端数切り捨て、5円以上10円未満の端数切り上げ

$$5,500円 \times 2/3 = 3,667円$$

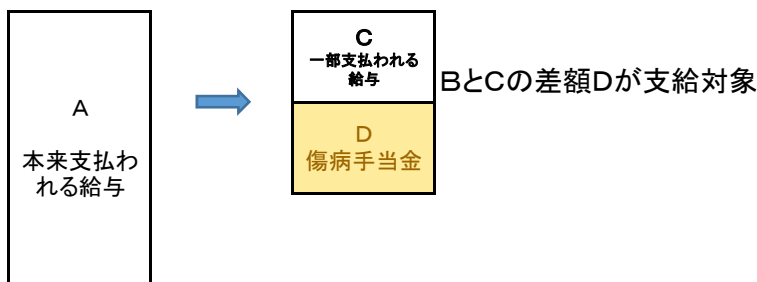
(注)50銭未満の端数切り捨て、50銭以上1円未満の端数切り上げ

→ 1日当たり国民健康保険傷病手当金支給額 = 3,667円

(例①)全額支給



(例②)一部支給



(例③)事業主から何らかの理由で支給されない場合

